

第93期末（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,515,777	預 金	5,707,939
現 金	20,378	当 座 預 金	548,030
預 け 金	1,495,399	普 通 預 金	1,592,943
コ ー ル ー シ ョ ン	174,817	通 知 預 金	35,373
買 入 金 銭 債 権	23,718	定 期 預 金	3,453,371
特 定 取 引 資 産	13,147	そ の 他 の 預 金	78,221
特 定 金 融 派 生 商 品	13,147	譲 渡 性 預 金	491,452
有 価 証 券	1,215,141	債 券 発 行 高	3,542,570
国 債	537,291	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	139,173
地 方 債	454,866	特 定 取 引 負 債	5,197
社 債	123,868	特 定 金 融 派 生 商 品	5,197
株 式	41,814	借 用 金	1,584,123
そ の 他 の 証 券	57,299	借 入 金	1,584,123
貸 出 金	9,607,809	外 国 為 替	75
割 引 手 形 付 債	100,797	外 国 他 店 預 り	1
手 形 貸 付 付 越	354,051	未 払 外 国 為 替	73
証 書 貸 付 越	7,811,004	社 債	30,000
当 座 貸	1,341,955	そ の 他 負 債	67,954
外 国 為 替	27,954	未 払 法 人 税 等	8,089
外 国 他 店 預 け 替	16,385	未 払 費 用	5,902
買 入 外 国 為 替	1,229	前 受 収 益	7,047
取 立 外 国 為 替	10,340	金 融 派 生 商 品	5,464
そ の 他 資 産	82,640	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	5,311
前 払 費 用	11,012	資 産 除 去 債 務	1,752
未 収 収 益	4,852	未 払 債 券 元 金	13
金 融 派 生 商 品	2,283	そ の 他 の 負 債	34,372
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	61,653	賞 与 引 当 金	4,000
そ の 他 の 資 産	2,838	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	79
有 形 固 定 資 産	40,261	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	46,162
建 物	16,144	環 境 対 策 引 当 金	67
土 地	21,480	支 払 承 諾	120,768
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,635	支 払 承 諾	119,831
無 形 固 定 資 産	13,014	代 理 貸 付 保 証	936
ソ フ ト ウ ェ ア	8,919	負 債 の 部 合 計	11,739,563
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,094	(純資産の部)	
前 払 年 金 費 用	33,356	資 本 金	218,653
繰 延 税 金 資 産	33,296	危 機 対 応 準 備 金	129,500
支 払 承 諾 見 返	120,768	特 別 準 備 金	400,811
支 払 承 諾 見 返	119,831	資 本 剰 余 金	0
代 理 貸 付 保 証 見 返	936	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
貸 倒 引 当 金	△182,364	利 益 剰 余 金	214,620
		利 益 準 備 金	25,109
		そ の 他 利 益 剰 余 金	189,511
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	354
		特 別 積 立 金	49,570
		繰 越 利 益 剰 余 金	139,586
		自 己 株 式	△1,146
		株 主 資 本 合 計	962,439
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,332
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	17,334
		純 資 産 の 部 合 計	979,774
資 産 の 部 合 計	12,719,338	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,719,338

第93期 (2021年4月1日から) 損益計算書
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		128,520
資	金 運 用 収 益	107,636	
	貸 出 金 利 息	100,376	
	有 価 証 券 利 息 配 当	3,368	
	コ ー ル 一 ン 利	96	
	預 け 金 利	1,136	
	そ の 他 の 受 入 利 息	2,658	
役	務 取 引 等 収 益	10,663	
	受 入 為 替 手 数 料	1,312	
	そ の 他 の 役 務 収 益	9,351	
特	定 取 引 収 益	6,128	
そ	の 他 業 務 派 生 商 品 収 益	6,128	
	の 外 国 債 等 債 券 売 却 益	2,553	
	の 債 権 取 立 益	1,343	
	の 債 権 取 立 益	1,210	
	の 債 権 取 立 益	1,537	
	の 債 権 取 立 益	90	
	の 債 権 取 立 益	55	
	の 他 の 経 常 収 益	1,391	
経	常 費 用		98,312
資	金 調 達 費 用	3,992	
	預 讓 債 一 ル マ ネ 一 利	2,545	
	債 券 利 息	149	
	コ ー ル マ ネ 一 利	282	
	売 現 先 利	0	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	借 用 金 利	15	
	社 債 利 息	863	
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	105	
	そ の 他 の 支 払 利 息	21	
役	務 取 引 等 費 用	9	
	支 払 為 替 手 数 料	3,183	
	そ の 他 の 役 務 費 用	302	
特	定 取 引 費 用	2,881	
そ	の 他 業 務 費 用	0	
	の 国 債 等 債 券 売 却 損	0	
	の 国 債 等 債 券 償 還 損	698	
	の 国 債 等 債 券 償 還 損	39	
	の 国 債 等 債 券 償 還 損	0	
	の 国 債 等 債 券 行 費 償 却 用	22	
	の 融 派 生 商 品 費 用	52	
	の 他 の 業 務 費 用	1	
営	所 の 他 業 務 費 用	68,969	
	の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	21,352	
	の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	19,766	
	の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	150	
	の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	16	
	の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	45	
	の 他 の 経 常 費 用	1,373	
経	特 別 固 定 資 産 益 益 分 益		30,207
	特 別 固 定 資 産 益 益 分 益	1,228	1,228
特	別 固 定 資 産 益 益 分 損 失		589
	別 固 定 資 産 益 益 分 損 失	193	193
	減 損 損 失	396	396
税	引 前 当 期 純 利 益		30,846
法	人 税、 住 民 税 等	8,064	
法	人 税 等	4,476	
法	人 税 等		
当	期 純 利 益		12,541
			18,305

第93期 (2021年4月1日から) 株主資本等変動計算書
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映した 当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金 の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	24,210	377	49,570	126,940	201,099	△1,136	948,927
会計方針の変更による 累積的影響額				△288	△288		△288
会計方針の変更を反映した 当期首残高	24,210	377	49,570	126,652	200,811	△1,136	948,639
当期変動額							
剰余金の配当	899			△5,394	△4,495		△4,495
固定資産圧縮積立金 の取崩		△23		23	—		—
当期純利益				18,305	18,305		18,305
自己株式の取得						△10	△10
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	899	△23	—	12,934	13,809	△10	13,799
当期末残高	25,109	354	49,570	139,586	214,620	△1,146	962,439

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	21,060	△25	21,035	969,963
会計方針の変更による 累積的影響額				△288
会計方針の変更を反映した 当期首残高	21,060	△25	21,035	969,675
当期変動額				
剰余金の配当				△4,495
固定資産圧縮積立金 の取崩				—
当期純利益				18,305
自己株式の取得				△10
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△3,728	28	△3,700	△3,700
当期変動額合計	△3,728	28	△3,700	10,099
当期末残高	17,332	2	17,334	979,774

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～60年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当金庫は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当事業年度の期首の「利益剰余金」中の繰越利益剰余金が288百万円減少、特定取引資産が441百万円減少、繰延税金資産が126百万円増加、特定取引負債が26百万円減少、1株当たり純資産額が0円13銭減少しております。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち市場価格のある株式（外国株式を含む。以下同じ。）の評価について、期末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 182,364百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表（重要な会計上の見積り）」の「1. 貸倒引当金」に記載した内容と同一であります。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,441百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に合計185,962百万円含まれております。
3. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	109,794百万円
危険債権額	165,227百万円
要管理債権額	35,576百万円
三月以上延滞債権額	1,046百万円
貸出条件緩和債権額	34,529百万円
小計額	310,598百万円
正常債権額	9,450,046百万円
合計額	9,760,644百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令」（2020年1月24日 内閣府・財務省・経済産業省令第1号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、株式会社商工組合中央金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、102,026百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 447,515百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,252百万円

債券貸借取引受入担保金 139,173百万円

借入金 62,717百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,353百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金・敷金等1,377百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,714,760百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,560,724百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 67,312百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 16,666百万円

9. 社債には、劣後特約付社債30,000百万円が含まれております。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は18,419百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債権総額 10,206百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 7,446百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 30百万円

役員取引等に係る収益総額 15百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 174百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

その他の取引に係る費用総額 3,646百万円

3. 「その他の経常収益」には、睡眠債券の収益計上額12百万円を含んでおります。

4. 「その他の経常費用」には、睡眠債券払戻損失引当金繰入額376百万円を含んでおります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	10,618	49	0	10,666	(注)
合計	10,618	49	0	10,666	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	180,012	180,518	505
	地方債	24,708	24,746	37
	小計	204,721	205,264	542
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	138,435	131,555	△6,880
	地方債	58,575	58,531	△43
	小計	197,010	190,086	△6,924
合計		401,732	395,350	△6,381

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,441
関連法人等株式	—

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	26,624	7,677	18,947
	債券	360,231	359,482	748
	国債	12,022	12,015	7
	地方債	273,300	272,726	574
	社債	74,907	74,741	166
	その他	23,198	12,936	10,262
	小計	410,054	380,095	29,958
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,101	1,577	△476
	債券	354,063	357,337	△3,274
	国債	206,820	209,502	△2,681
	地方債	98,281	98,703	△421
	社債	48,960	49,131	△170
	その他	35,031	36,304	△1,273
	小計	390,195	395,219	△5,023
合計		800,249	775,315	24,934

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	10,647
組合出資金	389
その他	0

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	123	46	1
債券	388,028	1,207	241
国債	388,028	1,207	241
その他	4,709	10	471
合計	392,861	1,265	714

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、8百万円（うち、株式8百万円、社債0百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	45,964百万円
睡眠債券払戻損失引当金	14,074
その他	10,025
繰延税金資産小計	70,064
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△24,932
評価性引当額小計（注）	△24,932
繰延税金資産合計	45,132
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,602
固定資産圧縮積立金	155
前払年金費用	4,077
その他	1
繰延税金負債合計	11,836
繰延税金資産の純額	33,296百万円

（注）評価性引当額の前事業年度末からの変動の主な理由は、貸倒引当金等に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 206円56銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 8円41銭